

京都市告示第 4 8 1号

生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
荒川 孝至	アラカワ接骨院	北区紫野西泉堂町 2 泉堂マン ション 1 0 6 号	平成 25 年 3 月 1 日
小路 佳典	へいあん整骨治療院	上京区中猪熊町 3 1 2 - 5	平成 25 年 2 月 15 日
福島 健	治療院・訪問医療マッ サージゆりかご	中京区西ノ京御輿岡町 2 5 - 1 4	平成 25 年 2 月 19 日
吉田 伸大	はりきゅう治療院蓬 蓮花	東山区今熊野南日吉町 7 6 - 1 2 3	平成 25 年 2 月 14 日
国米 慶	よつば整骨院	山科区柳辻草海道町 1 4 - 1	平成 25 年 1 月 21 日
二宮 健悟	誠心堂にのみや鍼灸 院	下京区四条堀川町 2 6 4 - 4 ハynes堀川 2 0 1	平成 25 年 2 月 22 日
谷村 一義	谷村治療院	南区東九条上殿田町 1 5 - 2	平成 25 年 2 月 1 日
三好 正史	谷村治療院	南区東九条上殿田町 1 5 - 2	平成 25 年 2 月 1 日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
杉本 和雄	谷村治療院	南区東九条上殿田町15 - 2	平成25年2月1日
柴原 英二	かすが整骨院	右京区西院矢掛町16 - 1	平成25年2月7日
小倉 住江	阪井整骨院	右京区西院西三蔵町32	平成25年2月1日
水尾 友哉	西河鍼灸整骨院	西京区下津林大般若町180番地 1F	平成25年2月1日
森崎 順平	こうふく鍼灸整骨院	伏見区紙子屋町537番地4	平成25年2月1日
棚田 雄子	ぱる整骨院	伏見区南新地58 - 1 エスペランサ伏見店舗B	平成25年2月1日
福島 健	治療院・訪問医療マッサージゆりかご	伏見区向島二ノ丸町68 - 259	平成25年2月19日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)